

陸前高田市立博物館所蔵 津波被災文化財修理業務 「算額」(No.2137、No,2138) 2 面
随意契約事前確認公募公告

下記の契約に係る調達参加希望者を、以下の通り公募する。

この公募は、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、調達参加希望者に対し、その確実な履行を証明する書類等の提出を求めるものである。

公募の結果、他に応募要件を満たすと認められる参加希望者がある場合は、一般競争（又は企画競争）による契約手続きを行い、応募要件を満たすと認められる参加希望者がいない場合は、特定の事業者と随意契約による手続きを行うことを予定している。

記

1 公募に付する事項

(1) 事業名

陸前高田市立博物館所蔵 津波被災文化財修理業務 「算額」(No.2137、No,2138)
2 面

(2) 事業の趣旨

本業務については、東日本大震災により被災した陸前高田市立博物館所蔵作品の「算額」(No.2137、No,2138) 2 面（以下被災作品）について安定化処置および復元を含む修理業務を行うものである。被災作品は劣化が著しく、本業務を遂行するに当たっては、安定化処置および修復に十分な知識と技術を備えている必要があり、また、東京国立博物館（以下当館）の要望に従い適切な修復をすることが求められている。よって、本業務は修復技術を保有する特定事業者を相手方とする契約手続きを行う予定としている

(3) 事業の内容

被災作品について仕様書に基づき修復を行う。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 基本的要件

- ① 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和 1，2，3 年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の B,C 及び D 等級いずれかに格付けされている者であること。
- ② 未成年者・被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除き当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

- ③ 独立行政法人国立文化財機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(2) 業務に関する要件

- ① 納入期限までに業務を完了可能な体制を有するとともに、当館と修理方針について随時協議を行える体制を有すること。
- ② 業務に従事する者は、過去 8 年間のうちに、東日本大震災による被災資料の修理の実績を有し、津波被害を受け塩化物を含んだ資料修理の知識を有すること。彩色のある木製品の修理実績があり、3D 計測および 3D プリンターを使用した立体造形への知識と技術を有すること。東北地域での文化財の保存修復の活動実績があること。
- ③ 業務に従事する者は、過去 5 年間に博物館、美術館での文化財の保存および展示活動を行った実績があり、文化財を安全に展示するための技術と経験を有すること。

(3) その他要件

- ① 10 年以上の木製品の修理経験のある技術者 2 名以上で構成され、温湿度環境および防犯設備を所有する修理環境を有する工房であること。
- ② 文化財保存修復学会の会員であり国内外の文化財の保存修復の研究に従事していること。

3 手続き等

(1) 担当部署

〒110-8712 東京都台東区上野公園 13-9

東京国立博物館総務部経理課契約担当

(2) 公募要領等の交付期間及び交付場所

交付期間：令和元年 7 月 10 日（水）～令和元年 7 月 29 日（月）（土日祝日を除く）

午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分（正午～午後 1 時 00 分を除く）

交付場所：上記 3（1）に同じ

(3) 参加意思確認書等の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和元年 7 月 31 日（水）午後 5 時 00 分

提出場所：上記 3（1）に同じ

提出方法：郵送または持参によるものとする。

4 その他

- (1) 参加意思確認書を提出した者について、3. 応募要件を満たすと認められる者がいた場合には、一般競争入札の手続に移行するものとする。

(2) その他詳細は仕様書による。

令和元年 7 月 1 0 日

独立行政法人国立文化財機構
東京国立博物館分任契約担当役
総務部長 山下 登